

金融審議会公認会計士制度部会報告

公認会計士・監査法人制度の充実・強化について
(平成18年12月22日)

3 監査人の独立性と地位の強化のあり方

(3) 監査人の選任・監査報酬の決定等に関する適切な枠組みの整備

監査報酬の開示

財務書類の信頼性を高め、監査の質を確保するとの観点からは、どのような対価の下での監査を経て作成された財務書類であるかについて、企業が一層の説明責任を果たすことが求められる。

有価証券報告書等における被監査会社による監査報酬の開示については、現行制度上、必ずしも明確に義務付けられていない、開示のベースが連結・単体など企業ごとに区々であり、比較可能性が乏しい等の問題点が指摘されるところである。監査報酬の開示を明確に義務付け、開示のベースを統一していくとともに、企業における監査報酬の決定方針についても適切な開示を求めていくことが適当である。

また、監査法人においても、その開示において、監査法人内部における社員等に対する報酬決定の根拠などを含め、監査報酬についての適切な情報の開示が求められていくべきである。

さらに、日本公認会計士協会においては、現在、例えば業態ごとの監査報酬の概況等について調査・公表を行っているところであるが、これについて更なる周知を図っていく等の取組みが期待される。

監査人交代時の対応

監査人の交代については、監査人の独立性や地位が脅かされる形での交代を防止する等の観点から、交代が生じた際の情報開示について、その充実・強化を図っていくことが適当である。

このため、現在、取引所の規則において上場会社に求められている監査人の交代に係る適時開示について、交代があった旨に加えて、交代の理由についても十分な開示を求めていくことが検討されるべきである。また、証券取引法上の臨時報告書やその後の有価証券報告書等においても、上場会社以外の開示会社も含めて、適切な開示が求められるべきである。

また、監査人の交代があった場合、監査人からも適時に開示がなされることが重要であり、監査人の交代の際に会社と監査人との間に意見の不一致があった場合等には、例えば、会社の臨時報告書や証券取引所における開示等を通じて監査人から適切な開示が行われていくよう制度の整備が図られるべきである。